

平成22年度
合法木材供給事業者
認定団体研修

Goho-Wood

輸出国の取組と
輸入材の合法性証明

2010年(H22)8月19~20日
新木場・木材会館

日本木材輸入協会
専務理事 大橋 泰啓

合法性等の証明された木材・木材製品の取扱実績報告

社団法人全国木材組合連合会
 常務理事 藤原 敬 様

作成日：平成22年(2010年)6月14日

JLIA 全木連

認定団体名： 日本木材輸入協会
 認定団体識別記号： 輸入協 -
 担当者名： 専務理事 入荷 泰吉
 TEL： 03-3630-7431
 FAX： 03-3630-7433
 Eメールアドレス： aau35180@par.odn.ne.jp

2009年4月～2010年3月

合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告

期間(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

業 種	木材・木材製品の取扱量 (総数)		うち合法性等の証明されたもの		認定事業者数	
	(輸入)入荷量 m3	(販売)出荷量 m3	(輸入)入荷量 m3	(販売)出荷量 m3	主	副
	(A)		(B)	(C)		
素材生産						
素材流通	2,395,892	2,395,892	789,889	605,096	8	(10)
木材加工	チップ					
	製材					
	合板					
	集成材					
木材流通	製材	2,346,221	2,346,221	45,499	3,606	19 (13)
	合板・ボード類	2,285,073	2,285,073	1,861,596	164,875	11 (12)
	集成材	480,678	480,678	14,087	1,752	1 (19)
その他						
合 計	7,507,864	7,507,864	2,711,071	775,329	39	(54)

平成22年3月末日現在

団体会員数	54	認定事業者数(会員)	36
認定事業者数	36	認定事業者数(会員外)	0

主な輸入材の合法性証明材 比率

(単位: 千m³)

2009年4月～2010年3月

		輸入量 (A)	内、証明書 取得 (B)	(B)/(A)	販売量 内、証明書 発行 (C)	(C)/(B)	(C)/(A)
南洋材	丸太	400	399	99.6%	317	79.6%	79.2%
	製材	70	32	46.4%	1	4.1%	1.9%
米材	丸太	1,142	348	30.4%	262	75.4%	23.0%
	製材	713	6	0.9%	0	4.3%	0.0%
欧州材	製材	883	5	0.5%	2	40.2%	0.2%
	構造用集成材	275	4	1.3%	0	10.1%	0.1%
ロシア材	丸太	462	24	5.2%	22	90.1%	4.7%
	製材	483	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
ニュージー材	丸太	383	15	4.0%	0	0.0%	0.0%
	製材	61	0	0.1%	0	0.0%	0.0%
チリ材	製材	53	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
	構造用集成材	2	0	2.6%	0	0.0%	0.0%
中国材	製材	83	2	2.5%	0	4.7%	0.1%
	構造用集成材	32	2	5.8%	1	75.1%	4.4%
合板		2,052	1,846	90.0%	165	8.9%	8.0%
繊維板、パーティクルボード		233	15	6.5%	0	0.0%	0.0%

主な輸入材の合法性証明材 比率

(単位: 千m³)

2009年4月 ~ 2010年3月










		輸入量 (A)	内、証明書 取得 (B)	(B)/(A)	販売量		(C)/(A)
					内、証明書 発行 (C)	(C)/(B)	
南洋材	丸太	400	399	99.6%	317	79.6%	79.2%
	製材	70	32	46.4%	1	4.1%	1.9%
米材	丸太	1,142	348	30.4%	262	75.4%	23.0%
	製材	713	6	0.9%			
欧州材	製材	883	5	0.5%			
	構造用集成材	275	4	1.3%			
ロシア材	丸太	462	24	5.2%			
	製材	483	0	0.0%			
ニュージー材	丸太	383	15	4.0%			
	製材	61	0	0.1%			
チリ材	製材	53	0	0.0%			
	構造用集成材	2	0	2.6%			
中国材	製材	83	2	2.5%	0	4.7%	0.1%
	構造用集成材	32	2	5.8%	1	75.1%	4.4%
合板		2,052	1,846	90.0%	165	8.9%	8.0%
繊維板、パーティクルボード		233	15	6.5%	0	0.0%	0.0%

針葉樹製材品の証明比率が低い理由は日本側が証明を要求しないため。
米材・欧州材の中には森林認証・CoC 認証によって合法性を証明できるものが多い

主な輸入材の合法性証明材 比率

2009年度  2010年度

2009年4月～2010年3月

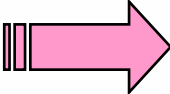
		2009年度			2010年度		
		輸入 (B)/(A)	販売 (C)/(B)	販売 (C)/(A)	輸入 (B)/(A)	販売 (C)/(B)	販売 (C)/(A)
南洋材	丸太	99.6%	77.7%	77.4%	99.6%	79.6%	79.2%
	製材	65.7%	2.8%	1.9%	46.5%	4.1%	1.9%
米材	丸太	2.8%	63.5%	1.8%	 30.4%	 75.4%	 23.0%
	製材	0.8%	0.1%	0.0%	0.9%	4.3%	0.0%
欧州材	製材	0.3%	99.0%	0.3%	0.5%	40.2%	0.2%
	構造用集成材	1.2%	8.5%	0.1%	1.3%	10.1%	0.1%
ロシア材	丸太	5.7%	95.5%	5.4%	5.2%	90.1%	4.7%
	製材	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ニュージー材	丸太	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%	0.0%	0.0%
	製材	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
チリ材	製材	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	構造用集成材	1.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%
中国材	製材	0.0%	0.0%	0.0%	 2.5%	 4.7%	 0.1%
	構造用集成材	4.8%	71.0%	3.4%	5.8%	75.1%	4.4%
合板		88.2%	16.2%	14.3%	 90.0%	 8.9%	 8.0%
繊維板、パーティクルボード		6.1%	0.0%	0.0%	6.5%	0.0%	0.0%

31.4% 31.4% 9.9%  36.1%  28.6%  10.3%

合法木材供給全般についての意見

09年1月～9月 調査

- (a) シッパーから合法性証明書類を取得することを前提としているが、販売先には合法性証明材の供給要請があった場合に証明書を発行している。但し、証明書発行要請が少ないのが現状。
- (b) 合板以外の製材等については販売先から合法性証明材のニーズが少ない。森林認証・CoC認証を取得しているシッパー側にCoC認証材を供給する姿勢が見られず、日本側も積極的に証明書を要求する状況にもない。
- (c) 販売先には要請があった場合にのみ合法性証明書を発行しているが、現在要請があるのは1社からのみ。一方、森林認証・CoC認証を取得済みのシッパーであっても実際に認証材を供給するケースはまれで、合法性証明木材の供給が少ない原因となっている。



2010年に入り、販売先から合法性証明書を求める声が増えてきた。政府調達というよりも、民間ベースで合法木材・認証材（いわゆる「エコ」を含む）の購買に舵を切り始めた事が背景にあると思われる。

合法木材供給全般についての意見 (1)

2010年 2月 調査

- (a) 販売先がシッパーの証明書も過剰に要求するケースが増加傾向（住宅メーカー等エンドユーザーからの要請と思われる 建材メーカー等経由）。
- (b) 合法性証明書の発行依頼が増加傾向にあり、合法木材が浸透しつつあると感じる。特に合法木材を原材料とするメーカーからのニーズが高まっている。逆に流通筋のマインドはそれほど高くない…よってこの部分で合法木材流通の重要性をアピールする活動が必要。
- (c) 販売先のうち、メーカーは合法木材調達のマインドが高いが、流通問屋は比較的低い。合板用に米材丸太のニーズが高まっており、米材丸太の合法性証明要求が益々高まる見込み。
- (d) 証明書発行には手間が掛かるが、近い将来に合法木材を販売する方向で取り組んでいる。但し、販売先のニーズに沿って、複数ロットを選別・再仕分けするケースが多く、輸入材はすべて合法木材を調達する方針。
- (e) 海外のシッパーに対して 森林認証・CoC認証の取得促進を期待したい。

合法木材供給全般についての意見 (2)

2010年 2月 調査

- (f) 販売完了後に証明書を要求されることがあり、結果的に後からの証明となるケースが散見される。対応は不可能ではないが、販売完了後に改めて書類管理・トレースし証明書を発行することは業務が煩雑。
- (g) 団体認定制度による証明の連鎖がよく理解されていない。合法性証明書に加えて、海外シッパーの証明書・船積書類等を過剰に要求されるケースもあり困惑。
- (h) 森林認証・CoC認証材は合法木材であり、納品書等に認証材である旨記載すれば十分にも拘らず、余分に合法性証明書、シッパーの証明書も求められるケースもある。
- (i) 証明書が不適切に運用されることによるリスクを避けるため、自主的積極的発行は控える。販売先が分別管理・書類管理等の認定制度を理解していることを確認するためにも、証明書発行依頼書があった場合にのみ発行する。認定団体・認定事業者の取組みが信頼されることが肝要。

川下からのニーズの高まり、団体認定制度による証明の連鎖を自ら理解すること、その取組が海外の信頼を得ることが重要

合法性等の証明のためのガイドライン(林野庁)

参考1

森林認証及びCoC認証を活用した証明方法

- ・ 欧州材 (*FSC & PEFC*)
- ・ 米材 (*FSC*、米国 : *SFI*、カナダ : *SFI & CSA*、南米 : *FSC*)
- ・ 南洋材 (*FSC*、マレーシア : *MTCC*、インドネシア : *LEI*)
- ・ 大洋州 (オーストラリア : *FSC & PEFC*、ニュージーランド : *FSC*)
- ・ アフリカ材 (*FSC*)
- ・ 国産材 (日本 : *SGEC & FSC*)

参考2

関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法

海外認定団体 :

- ・ (ロシア) 極東木材輸出協会 (*DEL*, ダーリエクスポートレス)
- ・ (カナダ) ケベック木材製品輸出振興会 (*QWEB*)
- ・ (アメリカ) アメリカ広葉樹輸出協会 (*AHEC*)

参考3

個別企業等の独自の取り組みによる証明方法

参考4

輸出許可関係書類による証明方法（伐採の合法性まで担保）

(1) **インドネシア**：(木材製品)

- ・ Copy of “SURAT PENGESAHAN (ENDORSEMENT) OF BADAN REVITALISASI INDUSTRI KEHUTANAN” …… **「BRIC(林産業再活性化協議会)による証明書」**のコピー

(2) **マレーシア**：(丸太及び木材製品)

- ・ Copy of the approved “DECLARATION OF GOODS TO BE EXPORTED (Customs No.2 Rev. 8/89)” …… **林野当局が裏書許可した「輸出申告(許可)書」**のコピー

(3) **P.N.G.**：(丸太)

- ・ Copy of “SGS CERTIFICATE (Log Inspection Report)” …… **SGSによる「丸太検品報告書」**のコピー

(4) **ソロモン**：(丸太)

- ・ Copy of “CERTIFICATE OF ORIGIN” …… **林業省が直接発行した「原産地証明書」**のコピー

(5) **カナダ**：(丸太)

- ・ Copy of “Export Permit (Foreign Affairs and International Trade Canada)”
…… **カナダ連邦政府(及びブリティッシュコロンビア州政府)発行の「輸出許可書」**のコピー

(例) 「カナダ丸太」の合法性確認

<EXPORT PROCEDURES OF LOGS FROM BC>

BC州からの丸太輸出手続

運部/私有地からの丸太
(a) The logs from Federal/Private land →

州有地からの丸太
(b) The logs from Provincial land --->

国務・国際貿易省・国際輸出統制局 (ECD/DFAIT) の管轄
Jurisdiction of the Export Controls Division (ECD) of the Department of Foreign Affairs and International Trade (DFAIT)

BC州森林省の管轄
Jurisdiction of the BC Minister of Forest (BCMOF)

(i) Submit an "Application to Advertise Logs on the B.C. Federal Bi-Weekly List" to ECD/DFAIT.
BC州の隔週の丸太広告リストへの申し込み書をECD/DFAITに提出。

(i) Submit an "Application for Exemption to Export Unmanufactured Timber Products" to BCMOF.
加工されていない丸太輸出のための(国内使用)免除申請書を提出する。

(ii) , [ii] Advertised to potential domestic purchasers on BC Bi-Weekly Lists
隔週の「国内業者向け広告リスト」に掲載される

No offer received
offerなし

Receives offers
offerあり

No offer received
offerなし

Receives offers
offerあり

(iii) ECD/DFAIT considers the logs are surplus to domestic requirement
ECD/DFAITは丸太がカナダ国内余剰として認める。

(iii) FTEAC reviews offers whether they are fair or not, especially in respect of the price.
FTEAC(Federal Timber Export advisory committee, 運部輸出助言委員会)がofferが適正かどうか、特に価格面で確認する。

(ii) BCMOF issues an exemption for the logs
BC州森林省が丸太の(国内使用)免除証を発行する。

(iii) FTEAC reviews offers whether they are fair or not in respect of the price.
FTEAC(Federal Timber Export advisory committee, 運部輸出助言委員会)がofferが適格面で確認する。

Unfair
不適正

Fair
適正

Unfair

Fair

(iv) FTEAC recommends rejection of application to ECD/DFAIT
FTEACがECD/DFAITに輸出申請を却下するよう勧告する。

(iv) Submit an "Application for Permit to export Unmanufactured Timber" to BCMOF
BC州森林省に輸出許可申請書を提出する。

(iv) FTEAC recommends rejection of application to BCMOF
FTEACがBC州森林省を却下するよう勧告する。

(v) ECD/DFAIT reviews the FTEAC recommendation and make a final decision to issue an exemption or not
ECD/DFAITがFTEACの勧告を確認した

(v) BCMOF issues an "Permit to Export Unmanufactured Timber"
BC州森林省が未加工木材輸出許可書を発行する。

(v) BCMOF reviews the FTEAC recommendation and make a final decision to issue an exemption or not
BC州森林省がFTEACの勧告を確認した

Forest Licence

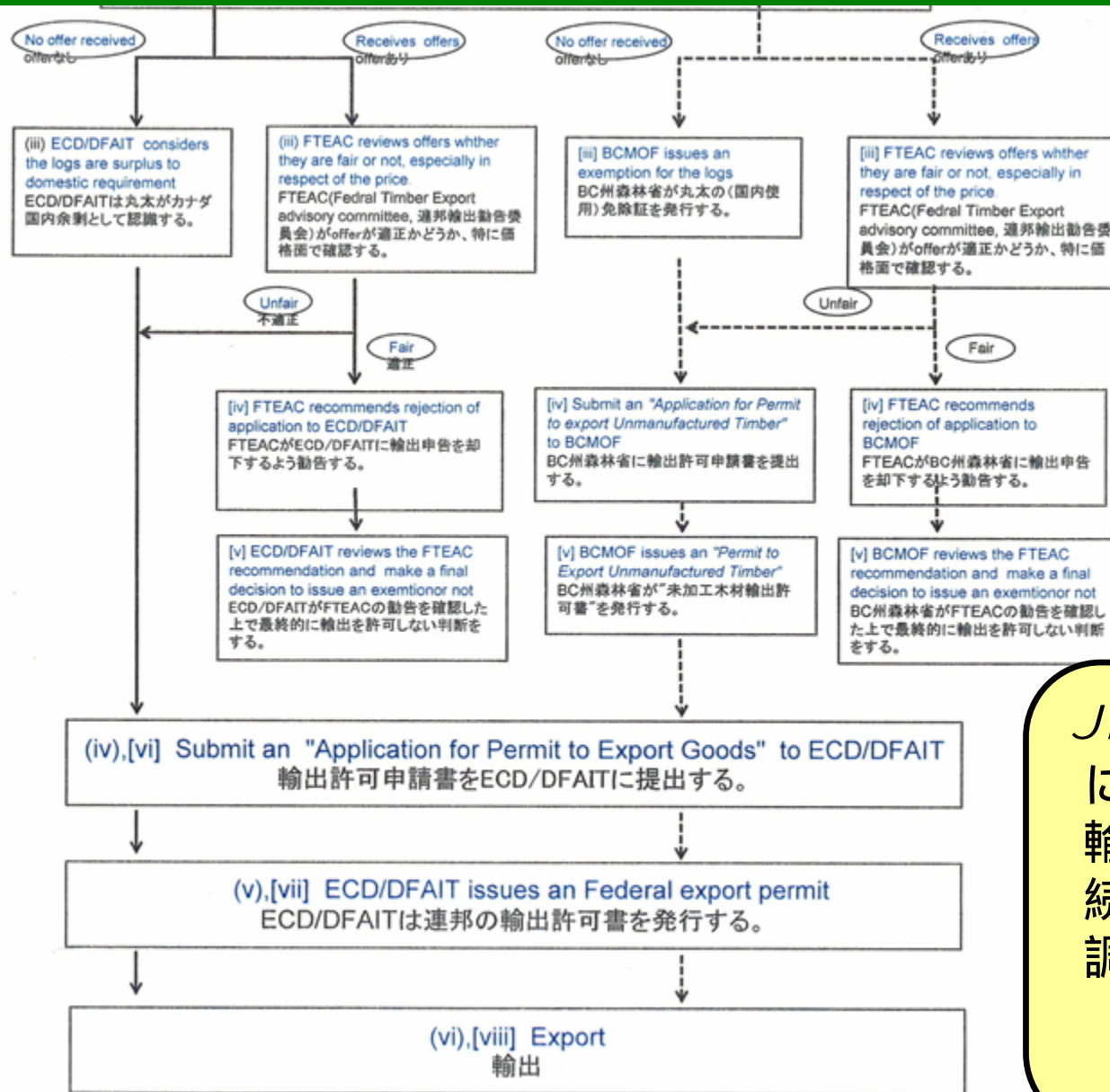
Cutting Permit

Timber Mark Query

Application for Export Permit

Export Permit

(例) 「カナダ丸太」の合法性確認



JLIA会員が独自にカナダ丸太の輸出の流れ(手続き・書類)を調査し、伐採から輸出に至るCoCを確認

(1) 森林認証及びCoC認証を活用した証明方法



【 BC州副大臣書簡 】

日本のお客様へ

ブリティッシュ・コロンビア州 (BC州) は、輸入林産品の合法性と持続可能性に対して日本の皆さまが高い意識を抱いておられることを高く評価するとともに、深く感謝しています。BC州も皆さまと同様に、これらを世界的な重要課題と捉え、信頼性ある林産品の輸入、そして生産における理念の核をなすべきものであると考えています。

私はBC州森林放牧地省を代表し、自信を持って当州の森林政策および取締枠組みが包括性、厳格さともに世界屈指たることを申し上げます。BC州の森林面積は6000万ヘクタール。その大部分が州有林であり、自然の多様性を保護し州民すべての利益に寄与すべく、州政府が管理しています。さらに森林法規、規制、規格により、州有林の営林権を有す民間企業を厳しく取り締まっておりますが、当州の林産企業は、営林計画から実地の施業に至るまで、これらの基準を上回る実績を挙げています。



BC州の森林法規は複数の州および連邦機関が関わる、包括的な取締制度によって支えられています。森林放牧地省には、300名の取締官から成る遵守取締部門が設けられており、州全域の伐採施業を検査し、森林法規に適合していることを確認します。また遵守をさらに保証するため、BC州独自の第三者機関である森林施業審議会が、一般市民に代わりあらゆる森林施業活動の監査と評価にあたっています。

Page 1 of 2

Ministry of Forests
and Range

Deputy Minister's Office

Location:
3rd Floor, 1520 Blanshard Street
Victoria, British Columbia
V8W 3K2
CANADA

Mailing Address:
PO Box 9525 Stn Prov Govt
Victoria, BC V8W 9C3
Tel: (250) 358-5012
Fax: (250) 953-3887

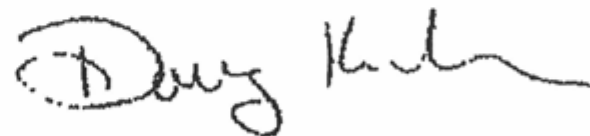
(1) 森林認証及びCoC認証を活用した証明方法

【 BC州副大臣書簡 】

日本のお客様へ

州内で林業を営む企業もまた、持続可能な森林管理をモットーに、諸々の法規制を厳格に遵守し、カナダ規格協会(CSA)、持続可能な森林イニシアチブ(SFI)、森林管理協議会(FSC)などといった第三者による森林認証やCoC（加工・流通過程の管理）認証の取得率では世界でもトップレベルを誇ります。BC州はこうして、非常に安定性の高い林製品のサプライチェーンを実現しているのです。お客さまは、BC州の林産品が当州の法規に則って収穫された木材から生まれたものであると、心から安心してお買い求めいただくことができます。

敬具



森林放牧地省 副大臣ダグ・キンキン

森林/CoC認証の取得率
世界のトップレベル

CoC認証をもって、合法性・
持続可能性の証明可能

インボイス等にCoC認証材で
ある旨明記されることが必要

(1) 森林認証及びCoC認証を活用した証明方法

合法性証明書

(例1)

INVOICE

Date: [redacted] 2006
Number 960 463

PEFC/02-31-69

Final destination
Tokyo
JAPAN

Tariff Code 44071093
Booking 851721217
Price incl THC JPY 90/container
Total 2containers,
Net.kos 43872kg
Gross 51772kg
87,747cbm

VAT

Country of origin	FINLAND	Terms of delivery	CFR [redacted] CY
Country of destination	JAPAN	Terms of payment	Cash against documents witin 7 days
From / via	Kotka	Vessel	[redacted]
To	CFR [redacted] CY	B/L date	[redacted] 2006
Buyers reference	Jun0 [redacted] Booking 8	Sellers reference	S07387 799

インボイス(出荷伝票)

(例1)

【COC認証】

In accordance with the PEFC (Pan European Forest Certification) scheme, and the Mill Chain of Custody registration number PEFC/02-31-69 SMS 1003-1 SFSLR2582-03 91% or more of the wood goods originate and harvested from PEFC certified forest. 12 months rolling average.

(1) 森林認証及びCoC認証を活用した証明方法

インボイス(出荷伝票)

(例2)

Sales Invoice

Remit to: [Redacted]
 Telephone: [Redacted]
 Facsimile: [Redacted]

Customer Address: [Redacted] SEATTLE, WA USA 98104
 Invoice Date: 10/27/2008
 Invoice No: IT24568
 Contract: AD1000207

Boom No: ITB08-118-007

【COC認証】

Boom No	Subphase	Description	Pieces	Sort Code	Species	Grade	Quantity	Unit	Rate	Amount
ITB08-118-007	LOGS	LOGS	8	118 FIR EXP LARGE S/L	FI	02	8.480	SCRIB	[Redacted]	[Redacted]
ITB08-118-007	LOGS	LOGS	11	118 FIR EXP LARGE S/L	FI	P3	10.950	SCRIB	[Redacted]	[Redacted]
ITB08-118-007	LOGS	LOGS	16	118 FIR EXP LARGE S/L	FI	SM	16.760	SCRIB	[Redacted]	[Redacted]
Sub Total for LOGS			35				36.190		[Redacted]	[Redacted]

Payment Term: Cash Payable on Receipt of Invoice & before Release of Logs

Total Goods and Services: [Redacted]
 GST # R860211499: 0.00
 PST: 0.00
 Total Invoice USD: [Redacted]

Certified SFI 100.00%

合法性証明書

(例2)

ISO 14001

E. & O.E. This invoice does not constitute ownership of the Island Timberlands LP. Island Timberlands LP is not liable for damage claimed to be the logs covered by this invoice or for damage of any kind re or damage to, and all liability for the logs shall pass to the bu All action for compensation or adjustment due to loss, scale i whatsoever to be commenced within 30 days from the invoic

10/27/2008 9:34:10 AM



(1) 森林認証及びCoC認証を活用した証明方法

合法性証明書

(例3)

PRODOC FORM INV		GST REG. No.	CASPER CODE	COMMERCIAL INVOICE		
Seller (Manufacturer)		TASMAN QUAY, PORT OF TAURANGA TAURANGA NEW ZEALAND		Seller's Contract No. /Other References(s) 5488(2)		Sheet of 1 of 1
Consignee		TO ORDER OF SHIPPER		Contract No. 5488	Seller's Invoice No. 5488(2)	
Purchaser				COMMERCIAL INVOICE		
Vessel + Voyage No. MV TPC NAPIER		Port of Loading TAURANGA NEW ZEALAND		Country of Origin NEW ZEALAND		Country of Destination JAPAN
Port of Discharge JAPAN		Final Destination		Payment Terms SIGHT	Incoterm CFR	Incoterm Place SAKAIMINATO
Container and Seal No.s, Marks and Numbers:		Number and kind of Packages, Description of Goods: (SPECIFY HAZARD - IF ANY):		QUANTITY	SELLING PRICE TO BUYER Unit Price Amount	
LOT 04FSC 2225 PCS		RADIATA PINE LOGS J GRADE 3.9M FSC CERTIFICATE NUMBER -SW- COC- 00195 "FSC PURE"		JAS M3 603.385	USD PER JAS M3	USD

インボイス(出荷伝票)

(例3)

LOT 04FSC 2225 PCS

【 COC認証 】

RADIATA PINE LOGS J GRADE 3.9M

FSC CERTIFICATE NUMBER SW-COC-00195

"FSC PURE"

Documentary Credit No.	Intended Shipment Month JUL - 2009	Total 603.385	INVOICE TOTAL (State Currency) USD
------------------------	---------------------------------------	------------------	---------------------------------------

Policy for Activation of Forestry and Wood Industry

森林・林業再生プラン

民主党政策集 INDEX 2009

Forestry Agency
“Forestry - Wood Industry
Re-Activation Plan”
Wood Self Sufficiency Rate
Target 50% or more
by the year 2020

木材産業の活性化と木質バイオマス利活用の推進

木材自給率50%を目標として設定し、零細で多段階の木材流通体制を大胆に見直し、効率化を図ります。それにより、木材関連産業を活性化し、中山間地域を中心に100万人の雇用拡大を実現します。

また、木の地産地消、顔の見える木材による家づくりを促進するとともに、公共的建築物における地域材の優先使用・利用拡大を推進し、木の文化の再生と持続可能な循環型社会を構築します。

さらに、エネルギー自給率の向上と地球温暖化防止に大きく貢献する観点から、太陽光(熱)、風力、地熱、小水力、木質バイオマス等を持続可能な自然エネルギーとして利活用することとし、エネルギー素材の供給という役割により山村の活性化を推進します。

なお、違法伐採による外材の輸入を規制するため、「森林の適切な経営」に基づく木材であることを証明する「トレーサビリティ(追跡可能性)システム」を導入します。

Promoting the Use of WOOD for the Public Buildings

10 Mar. 2010

07 Jan. 2010

国内で生産された木材
その他木材
WOOD means
Domestic-Wood
and Others

The bill has passed
unanimously in the Diet,
and will be promulgated
within this year

The government will notify that the Wood Products
to be used for public buildings shall require
CoC Certification or Legality Verification.

用築国に性的

第2条には、公
共建築物等とは「国又
は地方公共団体が整備
する建築物」(国
地方公共団体以外
が整備する学校、

第9条には、木材製
造業者は、公共建築物
等に適した木材を供給
するための施設整備等
に取組む計画(木材
製造高度化計画)を作
成し、農林水産大臣の

森林・木材・建材業界が注目する「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案」が、国会に提出された。法案の主な内容は本紙2月

公共建築物 木材利用促進法 国会へ

民間の学校、老人ホーム等も対象に



赤松 大臣

赤松大臣は「今ある山だけ守るというものではなく、むしろ反対にもっと森林林業の活性化を行って、環境対策、CO₂の吸収源と

赤松広隆農林水産大臣は、5日の記者会見で、木材需要を作り出すために学校校舎や地方自治体の庁舎等の公共建築物を積極的に木造・木質化する、公共建築物木材利用促進法案を次期国会に最重要法案として提出する方針を公表した。提出される法案は、木材利用を義務化するものではなく、基本方針を明らかにして事実上縛りをかける。使用する木材は認証材・合法木材が対象となる模様。

認証材・合法木材を対象に

次期国会に最重要法案として提出

公共建築物に木材利用促進

農林水産省

Japanese Market shifting to ECO-Products



海堀 社長

11年度中に全量エコフロア

森林認証、アグロフォレス リサイクル台板利用で数値

朝日ウッドテック（大阪市、海堀芳樹社長）は12日、11年度にカタログ掲載の規格商品を全量エコフロア（全量環境配慮型）を明らかにした。持続可能な木材に高度な内装材加工技術を用い、環境対応建材会社として企業価値の引き上げを目指す。

11年度中に100%の達成を目指す。エコフロアは環境（エンバイアメント）に配慮（コンシヤト）したというそれぞ

朝日ウッドテックは月間20万坪のフロアを製造するが、エコフロアを4月中に50

朝日ウッドテックは、持続可能な木質部材（製品体積の70%以上）を調達し、エコフロアとして供給する。内装材としての機能である耐久性、耐火性、安定性、安全性を確保し、環境にやさしい製品を提供する。また、森林認証取得を推進し、持続可能な木材の調達を拡大する。

朝日ウッドテックは、持続可能な木質部材（製品体積の70%以上）を調達し、エコフロアとして供給する。内装材としての機能である耐久性、耐火性、安定性、安全性を確保し、環境にやさしい製品を提供する。また、森林認証取得を推進し、持続可能な木材の調達を拡大する。

木材のグリーン調達開

森林認証材や再生木材を優先

パナソニック（大阪府門真市、大坪文雄社長）は、グループ傘下電工（同、畑中浩一社長、以下、パナ電工）とパナホーム（大阪府社長）を中心に、調達している木材の合法性や持続可能性を調査。したグループ全体の木材グリーン調達ガイドラインに基づき、FSC認証製品や、再生木材の割合を増やしていく方針。

同社は昨年10月、グ成、2月に発効した。パナ電工は、建築用木材全体の木材調達ガイドラインは、調達されたものと、建築用木材の調達については、生物多様性、木材、木質材料を解材材などを用いたFSCへの配慮を推進する。3つに分類するもの。B等の再生木材品とパンとの協議のもとに、森林認証品を最上位、努力めるとして、区分1は、FSCのし、これを優先調達し、区分2は、伐採時の合法調達ガイドラインを参考に、持続可能な木材の調達を拡大する。

14年度までに認証材使用率70%目指す

ミサワホーム、木材調達ガイドライン策定

ミサワホーム（東京都、竹中宣雄社長）は、14年度までに使用率70%を達成する計画を発表した。このほど、木材調達まで3段階のレベルを設定し、仕入れ先と協力ガイドラインでは、インでは木材の調達方針を受け、生熊系に悪影響を与えない針を厳格化した。ある樹種は使用しない。今年度中に木材の供給元を100%特定、率を7割を策定することを定めている。11年度までに森林の伐採を100%確認、林認証に成を目指し、ガイドラ 14年度までに森林認証材の調達率を70%に引き上げる。EFC、L

の森林の状況を把握する。ミサワホームは、構造材として、原木換算で年

日本の建材・住宅業界は、急速に[エコ]・[グリーン]調達（森林認証材や植林木など？）志向を強めている。但し、その基準や取組は企業によって異なり一定ではない

留意点

[持続可能性]の定義について国内外で異なる見解がある通り、[エコ](和製英語?)についても各社の見解・取組は多様（海外向け説明は容易ではない）

PEFCのCOCC 認証を近く取得

大新合板工業

南洋材合板メーカーの大新合板工業（新潟市、河野誠一社長）は24日、世界的な森林認証制度であるPEFCのCOCC認証を近く取得見込みで、今後、FSC認証も取得する考えがあることを明らかにした。具体的な認証製品は2次加工建材用の合板等を想定するが、サイズや樹種構成は顧客と煮詰める。

PEFCのCOCC認証は7月上旬に取得見込み。FSCも今後、取得する。「エコは頭の中にあっただが、少なくとも（認証材市場の）輪に一步半ぐらい踏み込みたい。3層薄・中厚のエコ合板は難しいだろうが、5層以

上ならチャンスは広がり、顧客の意見を聞きながらいろいろな樹種で製品開発に取り組みたい」と河野社長は語る。

同社は近々、パプアニューギニア産の植林材でFSC認証丸太

売れるものに特化：

南洋材丸太のみならず、植林木、森林認証丸太も調達の対象とし、顧客ニーズの変化・多様化に対応する一例。

[エコ]の追求には“エコノミー”

の要素も無視できない

Japanese Trading Houses acquiring CoC certificate

(1) 平成22年1月16日 土曜日 木材新聞

2010.3.31

(1) 平成22年4月14日 水曜日

FSCに加えて PEFCのCoC認証取得 ジャパン建材

今回取得した認証番号は、SGS-PEFC/COC-1050で、認証機関はSGSジャパン(横浜市)。

同社は、環境改善活動を経営の重要事項の一つと考えており、04年3月に国際環境マネージメントシステムのISO14001を全営業所で取得し、08年4月にはグリー

今回取得した認証番号は、SGS-PEFC/COC-1050で、認証機関はSGSジャパン(横浜市)。

同社は、環境改善活動を経営の重要事項の一つと考えており、04年3月に国際環境マネージメントシステムのISO14001を全営業所で取得し、08年4月にはグリー

今回取得した認証番号は、SGS-PEFC/COC-1050で、認証機関はSGSジャパン(横浜市)。

同社は、環境改善活動を経営の重要事項の一つと考えており、04年3月に国際環境マネージメントシステムのISO14001を全営業所で取得し、08年4月にはグリー



FSC, PEFCのCoC認証取得

今月から合板、製材品、MDFなど供給

双日建材

双日建材(東京都、竹下昌彦社長)は昨年12月末、世界的な森林認証制度であるFSCとPEFCのCoC認証を同時取得した。今月から合板や製材品、木質ボードなどで認証品を供給する。認証材市場の拡大のため、内外産製品の供給元や流通川中以降にも取得を働きかけ、認証の額を上げていく方針。

同社はFSCのCoC「得見込みだったが1カC(製造・加工・流通)を昨年12月21日付、PEFCを同日付で取得した。当製品供給を行っていく初、FSCは3月に取

供給可能な認証製品Dfなどで、月間30は合板や単板、繊維板、00立方を目標に掲げ、各社部材(家具や敷材等)などの幅は年々関心が高まって、広い木材・建材で、当りもの、国内市場は合板や製材品、Mの主産商品に育つてい

ないことも事実。認証取得コストと販売価格が変動しづらい面はあり、この是正を図るには、より一層の啓蒙活動や地道な商品認知向上、認証取得企業への加が必要となる。

同社は、既存取引先である内外産合板メーカーや集成材メーカー、国内流通業者へ認証取得を働きかける。合板は東南アジアのシツパーにとまらず、国内メーカーを含め、日本国内でも認証

FSC—CoC認証を取得 安定供給に加え、KD化推進

ロシア材製材の歴史に新たな一歩

ロシア材丸太の不足が日本国内でも伝えられるなか、日本向けロシア材製材大手のT.M.バイカルが、ロシア材製材の安定供給に担保された製品供給力に加え、付加価値を付ける動きを展開する。

三井物産は12日、ロが付与できるのは、F入荷は当面先となる。は認証材の扱いは課題シアの合併製材会社T.M.バイカルが取得している。T.M.バイカル事となったがこれがM.バイカルが今月素材業者から購入した業を担当する三井物産 第一歩となる。T.M.4日にFSC—CoC丸太で作られた製品。住宅資材事業者では、バイカルの製材プラ認証(FSC—CoC)だが、シベリア地区で認証材製品の出荷が可。バイカルの製材プラ643034)を取得は認証材を出せる業者。能な体制を整えたこと。バイカルの製材プラは少ないのが実情で、に意義があるとした。今後の展開に期待を寄せる。

FSC認証のマーク 認証材製品の日本へのえで「ロシア材業界で 素材確保という点で

同社は、自社林を持、全産製材業者か



JLIA会員は、国内及び海外事業において、FSC や PEFC の CoC 認証を積極的に取得している

Japanese Trading House Supplying CoC Certified Timber

3 刊 木 材 新 聞 平成22年6月15日 火曜日

国産材・南洋材合板

FSC認証の鎖繋がる

双日・大船渡プライ
双日建材・ジューテックへ

大船渡プライウッド

大船渡プライウッド(東宮都、小野繁社長)は15日から、FSC認証の構造用合板を新発売する。ソロモン諸島産FSC認証丸太と国産杉丸太を複合する南洋材合板で、国産のFSC認証合板は業界初となる。原木供給から合板製造に、まらず、建設商社と同業という流通まで認証の鎖をつなげ、合板市況に左右されない差別化商品として安定的に販売する。

大船渡プライウッド(証材)を表・裏面に、クス品として供給する。FSC認証であり、中板は岩手県産杉(非)材材でもあるという。FSC認証であり、丸太供給は双日(同、加藤社長)で、同社

は昨年10月28日付でFSCのCoC認証を取った。FSCミックスは3×6判の構造用合板(1類2級、F☆☆☆☆)で、表面平滑性と針葉樹の軽さという両者の強みを生かした製品に仕上げている。丸太供給は双日(同、加藤社長)で、同社

3 刊 木 材 新 聞 平成22年7月3日 土曜日

13 JAN 2010

全社有林でFSC認証取得

三井物産・三井物産フォレスト
国産材認証材供給大手に

三井物産は8日、全国73カ所におよぶ全社有林4万4000haに対してFSC森林認証を取得したことを発表した。国内で1万haを超える森林を保有する民間企業として、認証を取得したのは初めて。

今回取得したFSC物産フォレスト(東京証券取引所)は、FSC認証はFM(森林管理)とCOE(環境)と、COE取得した。これにより、社有林2つで、FMは三井物産、COEは社有林のすべてでFSC認証材として生産された丸太材は、3万6000立方m、年間生長量は9万6000立方mに達する。子会社の三井り、国産材のFSC認証取得量は4万8800立方mに達する。08年実績では、社有林4万4000haに対して、取木材の樹種はカラ松が1万6000立方m、エゾ松1万1500立方m、杉3600立方mに達する。

平成22年7月3日 土曜日

国産FSC杉丸太をインドネシアへ輸出

現地加工で製品は欧州向け

販和興業木材部国際販運課(伊藤英雄課長)は、FSC認証の杉丸太をインドネシアに輸出する。現地で家具に加工後、欧州へ再輸出される。現段階では試験的供給という位置付けだが、第一便が6月25日、金沢港からコンテナで出港した。

FSC認証丸太は、増江博夫社長(経由)で、原木から加工された杉丸太が、石川県小松市、有川光彦代表(供給先は、インドネシアの家具メーカー)で、平均径22×24センチで、キャビネットや棚板等を製造し、欧州へ輸出される。加賀木材(金沢市)、完製品を再輸出する流通、同家具メーカーが

北米産レッドシダーの代替でFSC認証の丸太を求めたのが、今回は試験供給だが、需給両面から安定供給に必要。当面、月間5立方m程度が必要目安となり、かがの供給力に期待する。FSC認証丸太の仕入を順次広げる者。販和興業木材部年4月にFSCのCoC認証を取得。PのCoCは09年取得だが、両認証で認証の鎖がついたのは今回が初めて。

FSC CoC認証を取得した企業間で認証材の取引を拡大、日本の森林でもFSC認証を取得しFSC CoC認証国産材供給、FSC認証国産材を海外のCoC認証取得企業へ輸出する動きも

Japanese Trading House Supplying CoC Certified Timber

リ木材新聞

2010. 1. 27.

(1) 平成22年6月18日 金曜日

日

森から製品までFSC認証一気通貫 ウッドワン

は建メき針し年をの
法人シユーケエ
ジョーランドが保有する
全森林と、全工場でF
S Cの森林管理認証
(PM認証)及びCO
C認証を取得済み、既
にニュージョーランド
製造する一部LVL製
品は主にヨーロッパ向



丹波 会長

日本木材輸入協会(東京都、丹波俊人会長)は14日定時総会を開き、木材需要量を見据えた輸入を目指し、会員相互の情報交換を進める一方、ロシア、インドネシア、マレーシア、米・加に加え欧州木材推進機構(EWI)日本窓口と接触、対話を始める考えを明らかにした。国を挙げた木材利用拡大に対応、合法材証明材の輸入・販売にも力を入れる。

輸入協会は今年の木

合法材の取扱い体制を維持

日本木材輸入協会 欧州木材団体との対話も検討

勢下では、合法性の証明が必要とされること
が予想される。いよいよ
合法材が重要になっ
てくる。今後は合法性
だけでなく、持続可能
性や生物の多様性が求
められる時代となっ
てくる。外材が将来にわ
たつてお客様のニーズ
に添えるためには、こ
ろした合法性の担保が
重要だ」とあいさつ
し、同協会が推し進め
てきた輸入材での合法
性・持続可能性の証明
された原木や製品の取
扱量拡大に引き続き取
組んでいく姿勢を示
した。合わせて、会員
林野庁にお願してい
や海外の業界団体に対
し、合法性証明材の
供給要請を引き続き要
請した。

政府の木材自給率50
%目標や、公共建築物
などでの木材利用促進
といった状況を受け、
当日、林野庁担当者と
会員同士の意見交換の
場も設けられた。

会員からは、「政府
が考えるように、入
(輸入)のを止めて、
(国産材比率を)増や
すのではなく、国産材
と輸入材がうまく融合
しながら木材供給量を
拡大するという考えを
林野庁にお願してい

JLIAは積極的に合法性
証明材・認証材を輸入・
供給することを再確認。
海外の業界団体に日本の
取組みを説明し合法木材の
供給を要請

22 Jul. 2010

2010. 7. 22
COC認証取得
支援プロジェクト
ケベック州
カナダ・ケベック州
政府は、州内の木材建
材事業者に対し、森林
認証のCOC認証取得
を推進するため、支援
プロジェクトを立ち上
げた。州ではケベック
州木材製品輸出振興会
(QWEB)をプロジ
ェクトマネージャーに
指定、本格的な認証普
及に動き出した。
州政府は木材建材製
品のトレーサビリティ

を一層、適正なも
するため、09年10
同プロジェクト
として州内のCOC
証未取得事業者
し、取得の動きか
開始した。

既に広葉樹製材
内仕上げ建材関
は80%以上がCO
証を取得している
針葉樹関係は大手
を除くと取得比率
ずしも高くない
またエンジニア
ッドや各種木質ボ
などでも取得を働
ける必要がある
て、州をあげての
組みとなった。

ケベック州政府が本格的に森林認証材の普及へ。団体認定制度を設けているQWEBが、今度は政府委託によりCOC認証取得を支援

合法木材・認証材の供給を要請するJLIAレター(海外団体宛)

JLIA

Japan Lumber Importers' Association

5F, MOKUZAI KAIKAN BLDG., 2-5-11 FUKAGAWA, KOTO-KU,
TOKYO 135-0033, JAPAN
Tel: (03) 3630-7431 Fax: (03) 3630-7432
e-mail: aau35180@par.odn.ne.jp

1st June 2010

Mr. Craig Larsen
President
Softwood Export Council
P. O. Box 80517,
Portland, Oregon 97280
U.S.A.

過去4年間の違法伐採対策にもかかわらず、合法木材の普及がはかどっていないが、公共建築物木材利用促進法など政府は合法木材、認証材の調達を推進している。

Promotion of wood use in Japan and
CoC-certified & Legality verified wood and wood products
(Request)

Dear Mr. Larsen,

We are (I am) writing to call your kind attention to the trade of wood and wood products of which legality and sustainability are verified. As you are aware well, Japanese government is promoting comprehensive measures against illegal logging and its associated trade. Such governmental project has been implemented for three years since fiscal 2006 when Green Purchasing Law was amended for public-sector to procure legality verified wood and resulted in a certain measure of success such as the participation in the supply network of wood and wood products with verified legality and sustainability (so called as "Goho- Wood") in Japan.

Despite the above governmental promotion, however, we cannot achieve remarkable increase in the use and further diffusion of Goho-Wood imported from overseas, especially softwood timbers in the form of logs and wood products as well. Overseas suppliers may say that buyers have never required it, whereas, buyers are insisting that overseas suppliers are reluctant to verify legality and sustainability of each shipments.

Whilst importers are wondering how to solve such vague situation, there are a lot of changes have taken place. Not only public sector but also private sectors (including major housing and house components companies) are now concerned on the climate change and biodiversity conservation, the illegal logging problem that is closely related to these

合法木材・認証材の供給を要請するJLIAレター(海外団体宛)

In the draft of both “Promotion of Wood Use for Public Buildings Law” and “Promotion of Long-Life Quality Housing Law (enacted in 2009)”, there is such article as “Domestic wood and others shall be used” which has caused confusion among the importers of foreign timber, because it is likely treating domestic wood preferentially. However, the government is not restricting the use of imported timber, legally and even verbally.

Taking such situation into our consideration, we have to decide to secure more or even only CoC-certified timber or Legality verified timber to succeed in supplying wood products for the government building and private sectors as well, sharing the market with the domestic wood in Japan.

To perform it, we strongly request you and your members to supply Goho-wood, especially CoC-certified timber, earlier from now.

Thank you, in advance, for your cooperation. We look forward to expecting good reports from you as soon as possible.

Sincerely yours,



Toshihito Tamba
Chairman
Japan Lumber Importers' Association (JLIA)

c.c.
Mr. Toshiyuki Akagi
Director
Wood Products Trade Office
Forestry Agency
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

政府調達のみならず、民間でも合法木材、特に認証材へのニーズが益々高まっている。

国産材・輸入材を問わず、ユーザーに安心できる木材を提供するためにも、合法木材・認証材の供給を要望。

JLIA会員によるCoC認証取得状況

2010年7月現在	輸入実績のある会員	CoC 認証取得 会員	
		FSC	PEFC
JLIA 会員	41	21	22

(社)

		全国輸入比	CoC 認証材供給可能量	
南洋材	丸太	97%	84%	63%
	製材	35%	70%	64%
米材	丸太	47%	97%	52%
	製材	32%	81%	76%
欧州材	製材	58%	83%	96%
	構造用集成材		96%	98%
ロシア材	丸太	76%	91%	64%
	製材	82%	73%	73%
ニュージー材	丸太	74%	99%	57%
	製材	69%	100%	30%
チリ材	製材	35%	99%	95%
	構造用集成材		100%	100%
中国材	製材	37%	92%	94%
	構造用集成材		42%	95%
合板		73%	86%	92%
繊維板、パーティクルボード		30%	93%	90%

(m3)

マレ

イン

米

国

カナ

ス

ウ

フィ

ロ

シ

ヤ

ク

チ

リ

中

国

FSCやPEFC森林認証～COC認証材は団体認定方式でも合法木材として販売できるが、JLIA会員の多くはFSCやPEFCのCoC認証材として輸入販売できる体制を作りつつある

マレーシア、インドネシア、中国

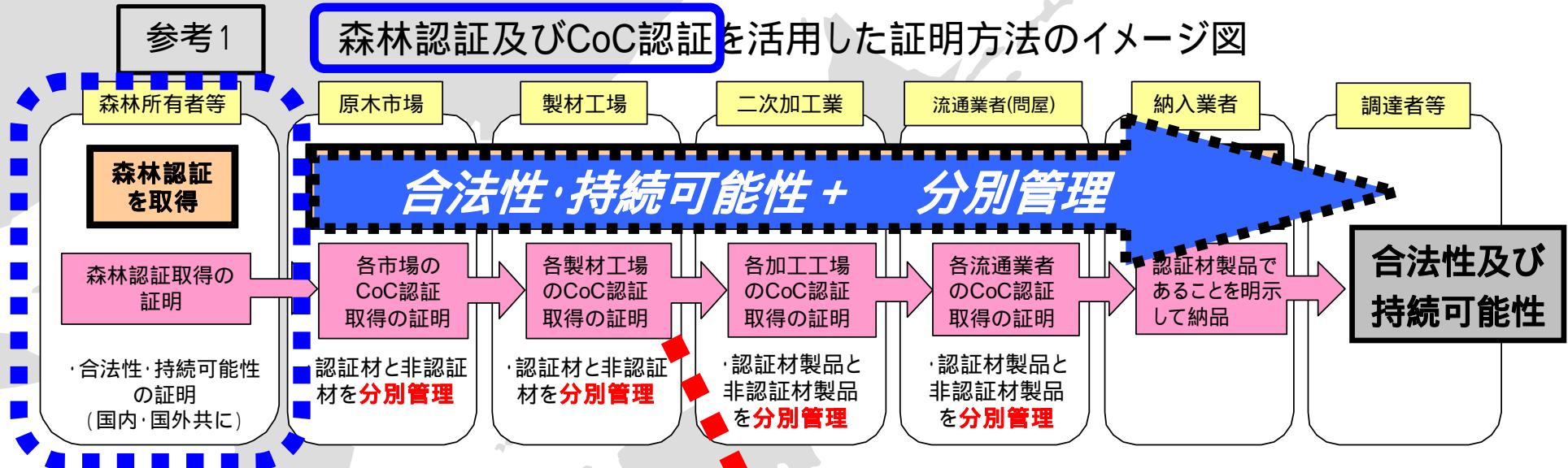
ニュージーランド、マレーシア、カナダ

(ave. 88%)

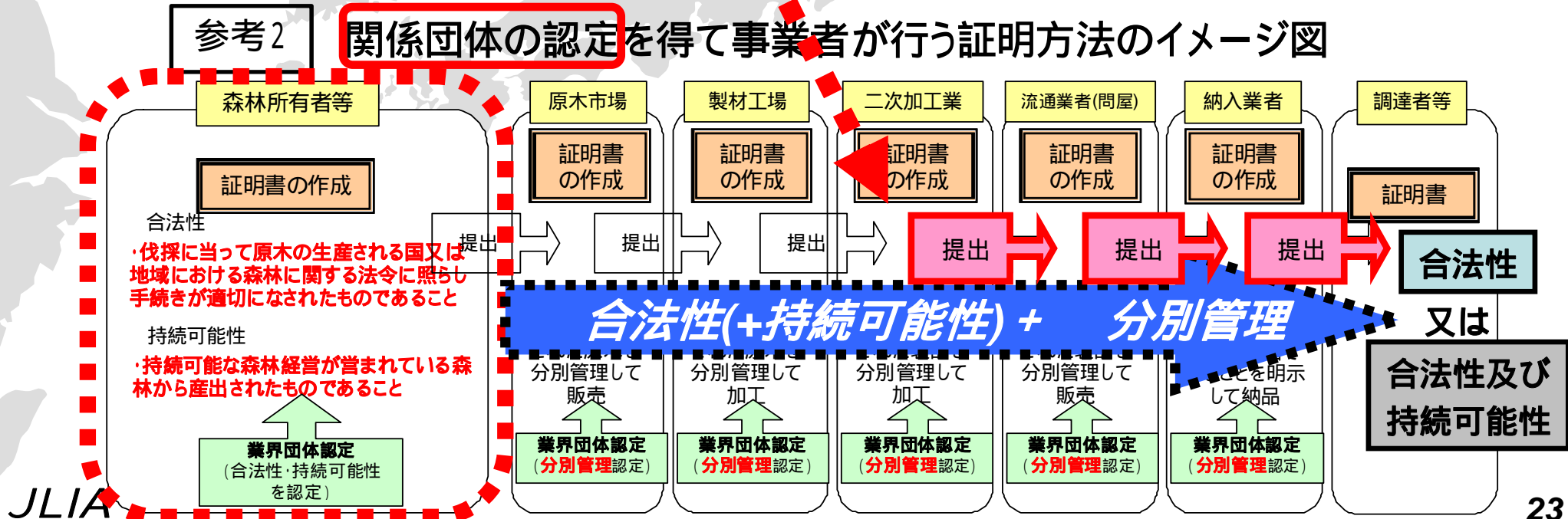
(ave. 78%)

合法性等の証明のためのガイドライン(林野庁)

参考1 森林認証及びCoC認証を活用した証明方法のイメージ図



参考2 関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法のイメージ図



海外から信頼される“団体認定制度による合法性証明”へ

・前提条件（必須）：

合法性・持続可能性は書類で確認（合法性証明書など）

分別管理は明確に実践・管理（管理責任者・管理簿・団体調査）

・森林認証・CoC認証による証明と 団体認定方式の合法性証明

森林認証・CoC認証は第三者の認証機関による調査と監査を経て国際的評価を得ており、団体認定方式も相応の信頼性を得るよう努めることが大切

林野庁ガイドライン、ハンドブック及び研修の内容を誠実に理解して実践し、事業者自ら第三者の観点から取組み結果、分別管理の把握、確認することが肝要

合法性証明材及びCoC認証材のいずれを仕入・販売するとしても常に証明の連鎖を念頭に置き、疑問・懸念を放置せず自信をもって説明できることが、信頼性向上に繋がる

以上